

尾道市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定
支援業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

尾道市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の策定にあたり、公募型プロポーザルを実施し、提案事業者の当該業務に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

尾道市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

「尾道市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※本業務は、2 カ年の債務負担事業とする。

(4) 業務委託料の上限額

9, 500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

[令和 7 年度：3, 800 千円 令和 8 年度：5, 700 千円]

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

提案にあたっては委託料の上限額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 尾道市の令和 7～9 年度物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者。ただし、競争入札参加資格者名簿に登録できる見込みがある場合は、次に掲げる書類等を提出することにより、公募手続きに参加することができる。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

- イ 財務諸表（直前事業年度分の貸借対照表、損益計算書）
 - ウ 尾道市税の完納証明
 - エ 消費税及び地方消費税の納税証明
- (4) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画の策定支援業務の受託実績がある者であること。

4 選考スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和7年5月23日（金）
実施要領等の公表 （尾道市ホームページで公開）	令和7年5月23日（金）
質問書及びプロポーザル参加表明書の提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時
質問に対する回答	令和7年6月10日（火）
企画提案書提出要請	令和7年6月10日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月1日（火）午後5時
一次審査（3者を超える場合）	令和7年7月4日（金）
一次審査の結果通知（3者を超える場合）	令和7年7月7日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月16日（水）
選定結果通知	令和7年7月下旬

5 質問及び回答

質問は、質問書【様式第1号】を作成し、「14 担当課」へ電子メールで送付すること。電子メールを送信する際は、件名を「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託に関する質問（法人名）」とし、電話にて到着確認を行うこと。

- (1) 質問書の提出期限
令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 回答方法
質問者を非公開とした上で、随時、尾道市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類（証明書類は写しを可とする。発行後3カ月以内のものを提出すること。）

- ア 参加表明書【様式第2号】
- イ 会社概要書【様式第3号】
- ウ 関連業務の実績【様式第4号】
- エ 契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- カ 尾道市税の完納証明
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明

※令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オ～キの書類は省略できる。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出場所・方法

「14 担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和7年6月6日（金） 午後5時まで（必着）

7 企画提案書の提出要請

企画提案書を提出することができる者は、参加表明で提出された書類に基づいて審査し、決定する。また、審査の結果は電子メールにより通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請通知を受けた者は、次の書類を提出するものとする。

提案は1者1案に限るものとし、書類提出後の差替え、修正、追加等（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く。）は認めない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届【様式第5号】
- イ 企画提案書

- ・ 別紙仕様書の内容を踏まえ、次の①～④の項目について作成すること。
- ・ 様式はA4判（縦・横問わない）、両面・カラー印刷とすること。なお、図・表などはA3判折込みを可とする。

- ・ 表紙・目次を除き 12 ページ以内とし、表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。なお、A3 判は A4 判 2 ページとみなす。
- ・ 文字サイズは 11 ポイント以上（図表は除く）とする。

①業務の実施体制

- ・ 業務責任者（専ら本業務に従事し、当該業務において受託者を代表する者）の氏名役割、経歴、主な業務実績など。
- ・ 業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名、経歴、主な業務実績など。

②業務内容に関する具体的な手法及び提案

- ・ 策定の考え方
- ・ 策定に向けた検討支援方法
- ・ 調査分析・課題の把握及び重点課題の抽出方法

③業務行程・スケジュール

- ・ 本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

④その他独自の提案事項

ウ 見積書

見積書の様式は任意とし、令和 7 年度に実施する「尾道市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び尾道市在宅介護実態調査業務」と、令和 8 年度に実施する「尾道市介護サービス事業所調査業務」、「計画策定業務」とに分けて提出すること。また、内訳についても記載されていること。

※消費税及び地方消費税については 10 % とすること。

エ 情報非公開希望申立書【様式第 6 号】

- (ア) 提出書類は尾道市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として公開することがある。しかしながら、公にすることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものは、同条第 6 条第 1 項の規定により公開としないことができる場合がある。企画提案書において、当該規定により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）
- (イ) 非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

オ 他市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（8 部）

提案者が策定を支援した過去 5 年以内の他市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、提案者が優れていると考える 1 計画（本編及び概要版）。

(2) 提出部数

8 部（本書 1 部、コピー（製本不要） 7 部）

(3) 提出場所・方法

「14 担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和7年7月1日（火） 午後5時まで（必着）

9 企画提案書等の審査

市が設置する「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」で、提出された企画提案書等について審査基準に基づき一次審査及び二次審査を行い、二次審査における最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い評価点を獲得した提案者が複数ある場合には、選定委員会により別途協議し、受託候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 日時

令和7年7月4日（金）

イ 実施方法

提出された企画提案書等を対象に、「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定審査基準」に基づき、書面審査を実施し、評価点数が高い順に上位3者を選定する。

評価点数の合計が同点になった者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ただし、提案者が3者以下の場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において、企画提案書等についても併せて審査する。

二次審査（プレゼンテーション）では、一次審査（書類審査）の評価点を加算しない。

ウ 一次審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、書面により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時・場所

令和7年7月16日（水） 尾道市役所本庁舎（予定）

※ 参加対象者には一次審査結果と併せて通知する。

※ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーション出席者

提案書の業務の実施体制に記載されている業務の責任者を含む4人以内とし、実際の業務において業務責任者となるものがプレゼンテーションを行うこととする。

ウ 持ち時間

プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

エ 説明内容

8(1)の資料を用いて説明し、当日の差替え、追加は認めない。

オ 使用機材

スクリーン、プロジェクター及び電源は尾道市で用意し、その他の機材は提案者において用意する。

カ 二次審査結果の通知

二次審査参加者全員に対し、書面により通知する。

10 選考方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、本業務の受託候補者を選定する。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

(1) 審査基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に関する評価項目及び点数は、別紙「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定審査基準」のとおりとする。

(2) 選定方法

「(1) 審査基準」に基づき、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者に選定する。

また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。

最も高い評価点数を獲得した提案者が複数ある場合には、選定委員会により別途協議し、受託候補者を選定する。

(3) 選定結果の公表

ア 選定結果については、受託候補者のみ尾道市ホームページに掲載する。

イ 評価点数は公表しない。

ウ 審査・選定結果に関する電話やFAX、電子メール等による問い合わせには一切応じない。

エ 応募者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

11 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

- (3) 業務委託料の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (7) その他、本実施要領の事項に違反したと認められる場合

1 2 契約の締結

(1) 契約の方法

- ア 選定委員会において選定した受託候補者と業務内容について協議を行い、仕様書の内容を確定した後に見積りを徴収し、契約を締結するものとする。
- イ 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格要件に該当すると認められた場合は、次点者を相手方として契約交渉を行うものとする。
- ウ 契約手続は、尾道市契約規則（昭和39年尾道市規則第28号）の定めるところによる。

(2) 業務委託料

選定された事業者別に別途見積書の提出を求め、予算額の範囲内で決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、尾道市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。

1 3 その他

- (1) 提出された書類は返還しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書提出期限後の提案書等の修正又は変更は原則応じない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (5) 参加表明書の提出以降、辞退する場合は速やかに辞退届【様式第7号】を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）の規定に基づき公開することがある。

1 4 担当課

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市福祉保健部高齢者福祉課

電話番号：0848-38-9119 FAX：0848-37-7260

Eメール:k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp